

## 規模要件の撤廃等を行った場合の届出数（推計）

大気汚染防止法による規模要件の撤廃等を行った場合の届出数について、建築物の延べ床面積と石綿の吹付け面積の関係及び地方自治体への聞き取り調査の結果に基づき推計を行った。

## 1．規模要件の撤廃を行った場合の届出数

平成8年度に環境省が推計を行った延べ床面積と届出件数の関係を表1に示す。

これによると、延べ床面積500㎡以上では、全体の吹付け面積の92.39%をカバーするが、届出件数では82.34%となり、面積要件を撤廃した場合には現行より届出が1.2倍程度増加することが見込まれる。

表1 延べ床面積と吹付け面積、届出件数の関係

延べ床面積(m <sup>2</sup> )	吹付け面積(m <sup>2</sup> )	(累積)	同比率(%)	(累積)	届出件数(件)	(累積)	同比率(%)	(累積)
10,000 -	126,684	126,684	36.51	36.51	166	166	30.86	30.86
5,000 - 10,000	51,629	178,313	14.88	51.39	66	232	12.27	43.12
3,000 - 5,000	49,499	227,812	14.27	65.66	65	297	12.08	55.20
2,000 - 3,000	41,665	269,477	12.01	77.67	51	348	9.48	64.68
1,000-2,000	30,475	299,952	8.78	86.45	49	397	9.11	73.79
500-1,000	20,603	320,555	5.94	92.39	46	443	8.55	82.34
300-500	10,608	331,163	3.06	95.45	29	472	5.39	87.73
200-300	7,436	338,599	2.14	97.59	20	492	3.72	91.45
100 - 200	4,456	343,055	1.28	98.88	20	512	3.72	95.17
50 - 100	1,810	344,865	0.52	99.40	16	528	2.97	98.14
0 - 50	2,082	346,947	0.60	100.00	10	538	1.86	100.00
合計	346,947		100.00		538		100.00	

出展：「建築物解体に伴うアスベスト飛散防止対策に係る調査」報告書 平成8年度 環境省

## 2．規模要件撤廃とともに保温材等を届出の対象とした場合の届出数

規模要件を撤廃した条例を制定（制定予定を含む）している自治体に聞き取り調査を行ったところ表2に示す回答が得られた。

その結果、届出数は平均で現行より約3倍程度増加することが見込まれる。

表2 地方自治体への聞き取り結果に基づく届出件数の増加見込み

自治体名	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	平均
増加見込み	1.57倍	2.57倍	1.62倍	4.80倍	3.00倍	3.00倍	4.50倍	3.01倍

### 3. 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数の推移

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の平成13年度から平成16年度までの届出件数の推移について表3に示す。

届出件数は毎年増加しており、過去4年間の平均増加率は約1.1倍となっている。

表3 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平均
大気汚染防止法に基づく届出件数	1,076	1,191	1,410	1,614	
増加割合	1.05倍	1.10倍	1.18倍	1.14倍	1.11倍

平成16年度は速報値

以上の結果から、届出対象の拡大による届出件数の増加については、面積に係る規模要件の撤廃のみを行った場合、届出件数は現行の約1.2倍程度増加し、規模要件の撤廃に加え保温材等も対象とした場合は現行の約3倍程度増加することが見込まれる。

また、大気汚染防止法に基づく届出件数は毎年平均1.1倍程度増加しており、耐用年数を迎える建築物の増加等により、この傾向は今後も継続すると見込まれる。

これらに加え、吹付け石綿等の緊急除去工事の施工等により届け出件数の更なる増加も見込まれており、その旨指摘を受けているが、現時点では把握できていない。